



社会保険労務士法人アコール

〒503-0018 大垣市西之川町1-88-2

Tel (0584)77-1318

fax (0584)77-1319

HP <http://www.t-roumushi.jp>

発行元 西濃人財教育経営センター

仕事と介護の両立を
推進しています

一業務案内

労働保険・社会保険の手続き、事務・代行、
給与計算、就業規則作成、助成金制度紹介
賞金制度、退職金、労使紛争問題、年金相談
採用試験、社員教育、メンタルヘルス問題

発行責任者 社会保険労務士 北島 隆

割増賃金率50%への取り組み

いよいよ4月から、中小企業でも月60時間を超える法定時間外労働に対して50%以上の割増率での割増賃金の支払いが必要となります。3月中に以下のご対応をお願いします。

1. 就業規則の変更

割増賃金率は賃金の計算に関する事項ですので、就業規則（または賃金規程）に記載しなければなりません。月60時間を超える時間外労働をさせる可能性がある場合は、就業規則を変更してください。

<厚生労働省モデル就業規則>

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月〇日を起算日とする。

①時間外労働60時間以下…25%

②時間外労働60時間超…50%

(以下、略)

2. 勤怠管理・システムの確認

月60時間を超える時間外労働時間数を別途集計しなければなりませんので、管理方法の見直しが必要です。

4月からの保険料変更

令和5年4月1日から、雇用保険料率が以下のとおり引上げられます。

	労働者負担	事業主負担	合計料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産等	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

(赤字が変更部分)

また、社会保険料の方も令和5年3月分から、健康保険料率が**98/1000(岐阜県)**、介護保険料率が**18.2/1000**と、変更されます。(労使折半ですので、給与からの控除額は半分となります)

3月分の社会保険料を4月支給の給与から控除する会社様が多いと思います。特に4月の給与計算は保険料にご注意ください。



2月号で添付しました4月6日開催の
新入社員研修セミナー【新入社員や入社3年までの社員を対象】に参加ご希望がございましたら当事務所までご連絡下さい。

令和5年度年金額改定について



年金額の改定は、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者（67歳以下の方）の年金額は名目手取り賃金変動率（令和5年度2.8%）を用い、既裁定者（68歳以上の方）は物価変動率（令和5年度2.5%）を用いて計算されますが、マクロ経済スライドによる調整がかかります。

マクロ経済スライドは、年金財政を長期的に安定させるために平成16年度から導入されたもので、公的年金被保険者数の変動と平均余命の伸びに基づいたスライド調整率（令和5年度は▲0.3%）を設定し、賃金と物価の変動がプラスとなる場合にはこのスライド調整率を控除することになっています。このマクロ経済スライドにおける調整は、年金額が据え置かれたり減額改定された年は調整されず、翌年度以降に繰り越し（キャリアオーバー）されます。キャリアオーバー分は、令和3年度が▲0.1%、令和4年度が▲0.2%で、令和5年度のスライド調整率を加味するとマクロ経済スライドによる調整率は▲0.6%となります。よって新規裁定者（67歳以下の方）の年金額は、前年度から2.2%（2.8-0.6）の引き上げとなり、既裁定者（68歳以上の方）の年金額は、1.9%（2.5-0.6）の引き上げとなります。令和5年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

	令和4年度 (月額)	令和5年度 (月額)
国民年金 (老齢基礎年金(満額):1人分)	64,816円	66,250円 (+1,434円)
厚生年金 (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	219,593円	224,482円 (+4,889円)



雇用関連ニュース

●出産育児一時金8万円増額へ

(1月28日) ———

政府は出産育児一時金を4月1日より8万円増額し、48万8,000円とする政令を閣議決定した。産科医療補償制度の掛金1万2,000円を含めると総額は50万円となる。総額の引き上げは2009年10月以来で過去最大の上げ幅となる。

●物流業「2024年問題」対応で法改正の方針

(1月18日) ———

物流業界で運転手不足が懸念される2024年問題への対応策として、国土交通省は、関連法を改正する方針を固めた。納品回数や待機時間の削減に関する計画を荷主と物流事業者が協力して作成することを義務付けるなど法案成立を目指している。

●還付申告について(2月1日) ———

確定申告書を提出する義務のない人でも、給与等から源泉徴収された所得税額や予定納税をした所得税額が年間の所得金額について計算した所得税額よりも多いときは、確定申告をすることによって、納め過ぎの所得税の還付を受けることができます。この申告を還付申告といいます。具体例としては、年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎになっているとき、一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき、多額の医療費を支出したときなどです。還付申告書は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。詳しくは、税務署までお尋ねください。

質問コーナー

Q. 給与計算を有償の給与計算ソフトを利用せず、エクセルを利用して計算しようと考えています。問題ありますか？



A. エクセルを利用して給与計算することは可能ですが、以下の点を毎月確認することになります。



基本事項（岐阜県を想定しています）

- ・雇用保険料 6/1000（令和5年4月1日より）※一般の事業
- ・健康保険料率 49/1000（令和5年3月より）
- ・介護保険料率 9.1/1000（令和5年3月より）
- ・厚生年金保険料 91.5/1000
- ・介護保険料は、40歳～64歳まで徴収
- ・厚生年金保険料は、70歳から徴収なし
- ・健康保険料は、75歳から徴収なし
- ・所得税の変更は原則1月
- ・健康保険料率の改定は3月
- ・住民税の変更は原則6月
- ・社会保険料の改定は9月

チェック事項

- ・雇用保険料はその月の総支給額に保険料率を掛け計算しますが、社会保険料については、「資格取得時決定」「定時決定」「随時改定」「産前産後休業終了時改定」「育児休業等終了時改定」な

どにより決定した「標準報酬月額」を用いて計算します。

- ・所得税の控除額は扶養人数0人～7人で異なります。
- ・60歳以上の労働者が再雇用された場合、特例的に社会保険料は再雇用された月から改定されます。
- ・給与計算で生ずる端数処理について、計算の途中では原則小数点第2位までを計算、そして最終合計の金額に対して四捨五入または切り上げで計算します。
- ・残業単価を計算する場合次に掲げる賃金は割増賃金の基礎となる賃金には算入しません。ただし単に名称によるものでなく、その実質によって取り扱うものであることが必要です。

①家族手当②通勤手当③別居手当④子女教育手当⑤住宅手当⑥臨時に支払われた賃金⑦1ヶ月を超える期間ごとに支払われた賃金

まとめ

上記の条件すべてを毎月エクセルで管理することはなかなか難しいと考えます。

（年齢により控除する保険料項目が異なります。また変更・改定する時期が各行政機関管轄により異なります。）我々社労士も給与計算業務を委託された場合、毎月この点に十分時間をかけチェックしています。今後費用等も含め御社にとってどのような形が良いかお悩みでしたら当事務所までご相談ください。

